



情報通

2007. August 8月号
発行日：平成19年8月1日
発行：東京税理士会
情報システム委員会
題字：金井塚 清（豊島）

情報システム委員長

小林 武廣氏

IT事務所の普及と IT税理士会化を目指して

パソコンに親しんでからほぼ20年。パソコン通信のシステム・オペレーターを経験したり、サイバー空間に個人的ホームページを幾つも開設したりしてきましたが、この間仕事としてコンピュータ関係の業務に携わったことは皆無でした。そういう私が、この委員会に加わることになりましたが、コンピュータのことに幾らか通じているだけに緊張感も大きいものがあります。

しかし、幸いにも、情報システム委員会の委員各位は、担当常務である森 外志廣先生はじめ、強力なメンバーの方ばかりですので、私は、趣味として体得したパソコン・センスを基調にして参画しようと思っています。

ところで、昨年当会が取り組んだ「電子申告推進全支部統一キャンペーン」は、大きな成果を上げましたが、この電子申告の推進は我々税理士にとり、それぞれの業務として不可欠なものとなる時代であり、本年も情報システム委員会が積極的に関与すべきことであろうと考えています。そしてまた、この電子申告の推進を図る事業を一つの契機として、会員の先生方の事務所のIT化と会務のIT化も強力に推進しなければならないと考えます。

こうしたことを可能にするには、「情報化」に対する会員の先生方の一部にある気後れや、忌避感を払拭しなければならないことでしょう。このときに、趣味として体得したパソコン・センスが生きてくるのではないのかな、と考えているところです。

この、「情報通」も先生方の事務所のIT化と会務のIT化に貢献すべく、これまでの水準を保ちつつ、一層工夫を加えていこうと考えております。

任期中、これらのことに全力を傾注することをお約束して、就任のご挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶

東京税理士会情報システム委員会

情報システム委員会担当常務理事

森 外志廣氏

電子申告及び会員事務所の IT活用推進普及を

この度、山川会長より常務理事の委嘱を受け、情報システム委員会を担当することと成りました。会長からは「電子申告」の普及推進に努力するようにとのお言葉ございました。本年6月1日号の東京会会報「山川次期会長に聞く」においても会長は、「電子申告」を税理士の業務であるという認識を持って頂き、電子申告の諸問題について東京会の提案が相当採用されたことから会員は電子申告の普及推進にもっと協力する必要があると思う、と述べられております。今後とも情報システム委員会として普及推進に努力致したく考えております。

さて、当委員会の担当常務理事を拝命致しましてから、過年度の委員会議事録及び会報の「情報通」、TAINS関係及び本委員会内で現在実験的に活用されているグル・プウェア「サイボウズ」の資料を参考にさせて頂きましたが、当委員会の委員のITに関する知識は東京会の宝庫であると思い知らされました。また現在の委員の内11名が留任であり、この知識を一般会員の立場に立ってどのように会員事務所のIT活用推進のため情報提供するかが私の使命と考えております。今後とも「電子申告」の普及と会員事務所の「IT活用」推進の為に努力することをお誓い申し上げ就任のご挨拶とさせていただきます。

1 有効期限について

住基カードの有効期限は10年間ですが、格納されている公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は3年間です。有効期限が過ぎますと電子証明書は失効し、国税の電子申告など電子申請・届出に利用できなくなります。

公的個人認証サービスは平成16年1月29日以降に開始されましたので、平成19年1月29日以降、期限切れとなる電子証明書が順次出始めます。

また、電子証明書の発行後に、市内転居等による住居表示変更、または婚姻等による氏変更など基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)が変更になった場合も、電子証明が失効しますので更新が必要です。

なお、現在の証明書が失効した後も、随時、手続きを行うことにより、新しい証明書を取得することができます。

2 有効期間の確認方法

電子証明書の有効期間については、次の方法にてご確認ください。

取得された際に市区町村の窓口にて交付を受けた電子証明書の写し(紙)。

公的個人認証サービスが提供する利用者クライアントソフトで電子証明書の内容を表示させるなどの方法によって確認してください。

公的個人認証サービスに基づく 電子証明書の有効期限に注意!

ご承知のとおり、所得税法の改正により、平成19年度又は平成20年度の確定申告書に本人の電子署名及び電子証明書を付して送信した者は、5,000円が控除されます。

但し、電子証明書やICカードリーダー・ライターの取得費用などを勘案すると、控除額を超えないようにするには、多くの場合は公的個人認証付きの住基カードが使用されると予想されます。いざ、公的個人認証による電子認証を付して送信する際、期限切れになっていないよう十分注意しなければなりません。

そこで、本紙では、確定申告期に公的個人認証付き電子署名の有効期限、確認方法、更新手続き等についてご紹介いたします。

なお、当該制度は、平成18年以前に公的個人認証付き住基カードを取得した方にも適用されます。

基本台帳カード等)

発行手数料 500円

4 e-Taxへの電子証明書の再登録

新しい電子証明書のe-Taxへの再登録については、市区町村の窓口で更新手続きを行った日の翌々日以降に行ってください。

電子証明書の再登録は、次の順序で行ってください。

e-Taxソフトを起動

「メニュー」

「利用者情報登録」

「電子証明書登録」

(クライアントソフトを使用した際の詳しい操作については、公的個人認証サービスポータルサイト《<http://www.jpki.go.jp/cps/info061228.html>》の「取扱説明書」をご参照ください。

3 市区町村の窓口での手続

住民票のある市町村窓口において手続して下さるようお願いいたします

更新手続きに必要なもの

更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード

写真付きの公的な証明書(運転免許証、パスポート、写真付きの住民